

規 約



全神奈川ろう社会人軟式野球連盟

全神奈川県ろう社会人軟式野球連盟規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本連盟は全神奈川県ろう社会人軟式野球連盟と称する。

第2条 本連盟の事務所は理事会の指定する神奈川県内の場所に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本連盟は健全なアマチュアスポーツのひとつである軟式野球連盟が神奈川県を中心とした各都道府県の聴覚障がい者全般に普及し、健全な発展を図るとともに、会員相互の親睦・連絡及び技術の研鑽に寄与することを目的とする。

第4条 本連盟は前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

1. 神奈川県内における野球大会の主催及び後援
2. 軟式野球の普及、発展及び技術向上に関する指導研究
3. 全神奈川県ろう社会人軟式野球連盟主催の公式試合への参加及び全日本ろう社会人軟式野球選手権大会へのチーム派遣
4. 軟式野球施設及び用具等の拡充、改善及び確保に関する事項
5. 機関紙その他本連盟の目的達成に必要な事項

第3章 会 員

第5条 本連盟の会員は正会員、準会員及び名誉会員をもって構成する。

第6条 正会員は原則として聴覚障がいをもつ者のみの社会人チームとする。

1. 県内ろう学校・特別支援学校・学園・難聴学級等の同窓会、あるいは卒業生をもって編成するチーム
2. 県外ろう学校・特別支援学校・学園・難聴学級等の同窓会、あるいは卒業生、聴覚障がい者協会、県人会及びクラブ等で神奈川県を中心とした各都道府県に在住する者によって編成するチーム
3. チームの代表者及び選手が全員神奈川県外に在住の場合、特例として参加を認める。ただし、代表者は本連盟理事会に出席しなければならない。
4. 職業野球競技者及び大学・高校等の硬式・軟式野球部に在籍する学生生徒の参加は認められない。ただし、大学・高校等の硬式・軟式野球部に在籍していない学生生徒の参加は認める。

第7条 正会員としてのチームは25名以内の競技者によって編成しなければならない。

尚、監督、主将、コーチは各1名を25名の範囲内で登録するものとする。マネージャー、スコアラー範囲外での登録となる。(部長について、選手として出場する場合は、選手登録25名の範囲内で登録し、選手として出場しない場合はマネージャー、スコアラー範囲外での登録となる。)

第8条 本連盟の目的並びに事業を賛助する者及び本連盟の発展及び運営に著しい
功労があつた者をもって名誉会員とする。この場合、会長の推薦及び理事会の
推挙により決定し、本連盟の行う事業に優待される。

第9条 準会員とは老若男女に関係なく本連盟を援助する者で構成する。

第4章 加盟及び脱退

第10条 正会員となるチームは本連盟の定める登録申込書に正確に記入し、会員一
覧表を添えて本連盟に提出し、審査を経て登録を完了する事によって資格を
取得する。

第11条 会員はその登録事項に異動を生じたときは本連盟にその旨を届け出なけれ
ばならない。

第12条 会員の登録は毎年2月末日までに更新し、第10条の手続きをしなければなら
ない。更新手続き完了と共にその年度の会員の資格を取得する。但し、名誉
会員及び準会員の登録手続きは第10条と同様とする。

第13条 会員は前条に定める他、下の事項の1つに該当する時はその資格を喪失
する。

(1) 自ら脱退の意志を表明したとき

(2) 除名その他の処分を受け不適格と認められたとき

第5章 役員及び任務

第14条 本連盟に下の役員を置く。

- ・会長1名 ・理事長1名 ・副会長 若干名 ・顧問 若干名
- ・常任理事 若干名 ・理事 若干名 ・参与 若干名 ・監事1名

第15条 会長及び副会長は総会で推挙する。会長は本連盟を代表し、会務を総括する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故等が起きたときはその職務を代行する。

第16条 顧問及び参与は理事会の推薦により会長が委嘱する。顧問は会長の諮問に

応じ、参与は会務に参加する。

第17条 理事は各チームより代表者及び部長として1名ずつ選出し、会長が委嘱する

会長が必要と認めるときは理事長の承認を経て、理事を指名委嘱することができる。理事は理事会を構成し、総会の議決に基き、会務を掌理する。理事の定員は毎年度初の理事会で決定する。理事の任期は2か年とするが重任を防げない。

第18条 理事長は理事の互選により選出する。理事長は理事会を代表し、会務を執行

する。理事長は会長、副会長に事故あるときはその職務を代行する。常任理事は理事長を補佐し、理事長に事故等が起きたときはその職務を代行する。

理事長は緊急を要する事項で理事会に諮る期間がないときは、これを執行することができる。(但し、この場合には次の理事会の承認を得ることを要する。)

第 19 条 理事長は必要に応じ理事会の承認を得て理事より常任理事を指名し日常の会務を委嘱する。

第 20 条 常任理事は理事の互選により選出し、常任理事会を構成し会務を掌理する。常任理事は理事長を補佐する。常任理事の担当する部について、助手として理事のうちより推挙し、手伝いにあたらせる。

第 21 条 監事は総会において選出し、会長がこれを委嘱する。監事は会計を監査する。

第 22 条 役員任期は 2 か年とし、年度当初に招集する。総会で改選する。(但し、再任及び重任を防げない) 役員任期が満了しても後任者が就任するまでその職務を行う。任期満了前に欠員が生じた場合、理事会で適確者或いは理事の代理人を推挙する。尚、役員が任期中途で交代の場合は後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第 6 章 会 議

第 23 条 本連盟の会議は総会及び理事会とする。

第 24 条 総会は毎年 1 月定時に招集する。(但し、会長が必要と認めた場合は臨時に召集することができる) 総会は理事が招集し、その議長となる。

第 25 条 総会は会員の半数以上出席しなければ開会することができない。(但し、同一議事について再度招集したときはこの限りでない) 総会に出席できない会員は会長に委任状を提出することができる。

第 26 条 総会は次の事項を審議する。年度事業報告及び計画、予算及び決算審議、
役員を選出、連盟規約の改正、その他重要な事項。

第 27 条 総会の議事は出席会員の過半数をもって決する。可否同数のときは議長が
これを決する。

第 28 条 理事会及び常任理事会は必要に応じ、理事長が招集しその議長となる。理事
会は理事が委任状の提出を含めて過半数以上出席しなければ開会すること
ができない。(但し、再度招集したときまたは理事会において特に決議した
事項についてはこの限りではない)

第 29 条 理事会の議事は出席理事の過半数の議決をもって決する。可否同数のときは
議長がこれを決する。

第 30 条 緊急を要する事項で総会に諮る期間がないときは理事会が代行することが
できる。(この場合は次の総会の承認を得ることを要する。)

第 7 章 会 計

第 31 条 会員は本連盟の定める会員を納入する。

第 32 条 本連盟の会計は次の事項により支弁する。

- (1) 登録費 本連盟の選手が納入する現金
- (2) 参加費 本連盟の各大会に参加する選手が納入する現金
- (3) 助成金 各官公庁及び企業・団体よりの助成金

- (4) 寄付金
- (5) 事業収入
- (6) その他の収入

第 33 条 前条の会費等の金額は予算提出時に会計担当の常任理事が作成し、理事会の承認を得て決定する。

第 34 条 本連盟の予算は年度開始 1 か月以内に作成し、総会の議決を経て成立する。決算は年度終了 1 か月以内に作成し、監査を経て、総会に報告し承認の議決を得なければならない。

第 35 条 本連盟は通常会計とは別に、必要な活動及び運営、そして通常会計に事故等が起きたときは補填等の為に特別会計を設けることができる。

第 36 条 特別会計の収支は常任理事会の承認を要するものとし、残高の上限は特に設けないものとする。

第 37 条 特別会計に於いて、やむを得ない事由が生じた場合は、常任理事会の承認をもって対処に、その旨を理事会及び定例総会にて報告するものとする。ただし、緊急を要する収支については理事長が先決で収支を行ない、その旨を常任理事会にて報告しなければならない。

第 38 条 本連盟の会計年度は毎年 1 月 1 日から始まり同年 12 月 31 日に終わる。

第 39 条 会計年度の終わりに余剰金があるときは一部を特別会計に組み入れた上で残りは翌年度に繰り越す。ただし、これは常任理事会及び理事会の承認を得た上で総会に承認を得なければならない。

第 8 章 基 本 財 産

第 40 条 本連盟の基本財産は次の各項により構成される

- (1) 設立当初より理事会の議決により繰り入れた金品
- (2) 年度末決算の過剰金の一部
- (3) 基本財産を目的とされて寄付された金品
- (4) 基本財産より生じる利子

第 41 条 基本財産は理事会の承認を得て、安全確実なる方法で管理を必要第 40 条とする。

第 42 条 基本財産はこれを処分し、または担保に供する事ができない。(但し、やむを得ぬ場合は理事会の3分の2以上の承認を得て、その一部を処分、または担保に供する事ができる。)

第 9 章 専 門 委 員 会 及 び 部 局

第 43 条 本連盟の事業遂行のため、理事会は各種の専門委員会を設けることができる。

第44条 専門委員に関する規程は理事会が定める。

第45条 本連盟の事業遂行のため、理事会が特に必要とするときは部局を置くことができ、次の専門部により実行する。

1. 事務部 対外関係先の連絡、交渉に当たる。
2. 総務部 日常の業務で他部に属さない事項を総轄する。
3. 会計部 予算及び決算の作成及び日常の経理事務を処理する。
4. 大会局部 各種大会、その他事業の企画に当たる。
5. 審判部 各種大会の審判及び表彰者の査定に当たる。
6. 審査部 会員の資格、その他重要疑義を査定する。
7. 組織部 会員の教養部門を主幹しまた全体的にフォローする。

第10章 規 律

第46条 正会員たるチーム及び構成員は二重登録は認められない。

第47条 正会員たるチーム及び構成員は本連盟規約並びに細則に違反することができない。

第48条 正会員たるチーム及び構成員は本連盟の主催、後援する野球大会でなければ出場することができない。

第49条 正会員たるチーム及び構成員が前3条に違反したときは役員会において情状により除名または警告その他の処分をすることができる。

第11章 附 則

第50条 本規約は総会の3分の2以上の支持がなければ変更することができない。

第51条 本規約の施行について必要な事項の細目は理事会が別に定める。

第52条 本規約は昭和61年1月26日の理事会即日より実施する。

施行

1. 昭和61年1月26日実施
2. 令和4年1月30日一部改正即日実施